



日体大リポジトリ

目次・凡例

著者	日本体育会百年史編纂委員会
雑誌名	学校法人日本体育会百年史
発行年	1991-10-28
URL	http://id.nii.ac.jp/1444/00001072/

目次

口 絵

序 文

百年の日体を祝う	学校法人日本体育会	理事長	米本 正
健やかに明るく、穰り豊かで平和な社会を	日本体育大学	学長	稲垣 安二
新たななる発展を期して	日本体育大学女子短期大学	校長	加藤 正春
指針の書	日体荏原高等学校	校長	丸山 外史
日本体育会の栄光を祈る	日体桜華女子高等学校	校長	廣原 忠廣
百年史の発刊を祝う	柏日体高等学校	校長	松井 哲
百年の年輪	浜松日体高等学校	校長	村上 春夫
日体百年と柔整専門学校	日体幼稚園	園長	村上 春夫
『百年史』刊行によせて	日体柔整専門学校	校長	押切 勝義
百年を考える	日本体育大学同窓会	会長	高嶋 冽
	百年史編纂委員会	委員長	長田 一臣

凡 例

第一部 学校法人日本体育会の沿革

序章 本稿の叙述と構成……………三

第一章 日本体育会の創立とその社会的機能……………九

第一節 日本体育会創立者 日高藤吉郎 ……その経歴と創立の意図……………九

第一項 日高藤吉郎の経歴……………九

第二項 日本体育会創立の意図……………一六

第二節 日本体育会創立の趣旨と会の運営体制の確立……………二〇

第一項 創立の趣旨……………二〇

第二項 運営体制の確立 ……組織と資金……………二四

(一) 運営組織……………二五

(二) 運営資金……………三〇

第三節 日本体育会の事業……………三四

第一項 運動施設「体育場(体操場)」の設置とその経営管理……………三七

第二項	教員のための練習施設「日本体育会体操練習所」の設置	四五
第三項	体操教師の学校への派遣	四六
第四項	体育の啓蒙活動	四八
	(一) 運動会の実施	四八
	(二) 講演会・幻燈会の実施	五二
	(三) 啓蒙誌『文武叢誌』の発行	五四
第五項	入営前短期軍事教育機関としての兵事講習会の設置	五六
第四節	総裁閑院宮載仁親王の推戴と社会的信用の増大	六一
第一項	総裁閑院宮載仁親王の推戴	六一
第二項	社会的信用の増大	六七
第五節	国庫補助の稟請と受領	六九
第一項	国庫補助の稟請	七〇
第二項	国庫補助の貴衆両院での可決	七四
第三項	国による事業命令とその内容	八二
第二章	社団法人日本体育会への改組と会の消長	八九
第一節	牛が淵への移転と社団法人日本体育会の設立	八九

第一項	牛ガ淵への移転と運営の混乱	八九
(一)	牛ガ淵への移転と日本体育会体操練習所の改組(日本体育会体操学校の誕生)	八九
(二)	会務の拡大と運営の混乱	九九
第二項	加納久宜子爵と会務整理の断行	一一一
(一)	加納久宜子爵の略歴	一一二
(二)	会務整理の断行	一一四
第三項	社団法人日本体育会の設立 ↳その経緯と役員	一一五
第二節	社団法人日本体育会の最盛	一二三
第一項	経営の安定	一二三
(一)	東京府および東京市の補助金交付の請願と受領	一二三
(二)	補助金経営の実態	一二九
第二項	事業の拡大とその実際	一三六
(一)	模範体操場とその活動	一三七
(二)	文会とその活動	一五六
(三)	開放運動場の提唱とその実現	一六二
(四)	体育の調査・研究と啓蒙活動	一六六
第三項	第五回内国勸業博覧会の出品にみる運動用具製造販売業への貢献	一七一

(一) 運動用具製造業への貢献	一七二
(二) 第五回内国勸業博覧会における特設体育場及び運動用器具の出品	一七四
第三節 会の斜陽化と大井村への移転	一八五
第一項 国庫補助金の打ち切りに伴う経営の行き詰まりとその対策	一八六
第二項 オリジナルピックへの関心とその限界	二〇一
第三項 大井村への移転	二〇五
(一) 大井村への移転と体操学校付属荏原中学校の設置	二〇五
(二) 施設とその配置	二一一
第四項 移転後の事業とその限界	二二三
(一) 水泳場の開設とその運営	二二四
(1) 大井海岸での水泳場(男子)の開設	二二四
(2) 女子専用の水泳場の開設	二二五
(3) 関西地方における水泳場の開設	二二六
(二) 医療体操部の設置	二二六
(三) 海外派遣の事業	二一九
第五項 博覧会への参加と会財政の破綻	二二〇
(一) 東京勸業博覧会における特設体育館の建設とその顛末	二二一

(一)	大正博覧会への体育館出品と本会財政の破綻	二二四
第四節	会の低迷と刷新	二二八
第一項	事業の縮小と会の再建	二二九
(一)	中興の祖 野崎惣治の登場と財政の建て直し	二二九
(二)	国庫補助の稟請	二三一
(三)	体操学校卒業生の本会経営陣への参入	二三三
第二項	事業の漸次的再開と記念式典の挙行	二三五
(一)	創立以来の事業の一部再開と新規事業	二三五
(二)	創立三十周年式典の挙行	二三九
第三項	会の刷新と深沢移転の提起	二四一
(一)	新経営方針の確立	二四一
(1)	財団法人化問題の出現	二四一
(2)	定款の改正	二四三
(二)	深沢移転の提起	二四七
第四項	人事の低迷と事業の推進	二五〇
(一)	中心人物の死去と役員人事の難航	二五〇
(二)	低迷期の事業	二五二

(1)	工場体育の奨励……………	二五二
(2)	遊泳学校の開設……………	二五六
(3)	雑誌『国民体育』の機関誌化……………	二五七
(4)	体操学校教授の海外派遣……………	二五八

第三章 財団法人日本体育会への改組と会の中興……………二六〇

第一節 深沢への移転（「財団」法人化へのステップ）……………二六〇

第一項 「財団」法人化の要件としての体操学校キャンパスの拡充……………二六〇

第二項 体操学校（男子部）の焼失に伴う移転計画の促進……………二六二

第三項 日本体育会および体操学校の深沢への移転……………二六六

(一) 校地の購入と施設の建設……………二六六

(二) 日本体育会及び体操学校の移転……………二七三

(三) オリンピック会場と深沢キャンパス……………二八一

第二節 財団法人日本体育会の設立……………二八五

第一項 「新々会」による本会人事の刷新……………二八五

第二項 二荒芳徳ニ米本卯吉体制の確立……………二九四

第三項 社団法人日本体育会の解散……………三〇三

第四項	財団法人日本体育会の設立と組織の強化	三〇八
	(一) 財団法人日本体育会の設立	三〇八
	(二) 人事の強化	三一八
第三節	戦時下における経営状況	三二三
	第一項 資産の拡充	三二三
	第二項 専門学校昇格申請へ至る期間における経営・事業活動	三二九
	(一) 経営・事業活動の概略	三二九
	(二) 体操学校の専門学校への昇格申請に伴う寄付行為の改正	三三一
第三項	体操学校の専門学校昇格後における施設の拡充	三三三
第四節	戦時下における事業と活動	三三八
	第一項 日本体育会の満州への進出	三三八
	第二項 時局下国民体育振興に関する具体的方案の提唱	三四一
	第三項 創立五十周年記念式典および体育館落成式の挙行	三四九
	(一) 財団法人日本体育会創立五十周年式典の挙行	三四九
	(二) 体育館落成式の実施	三五九
第四項	海洋体育科学研究所の構想	三六〇
第五項	閑院宮載仁親王殿下御染筆拜戴式の挙行	三六八

第六項	戦災……………	三七〇
第五節	日本体育会の転換と復興……………	三七二
第一項	敗戦直後における本会経営の建て直し……………	三七二
第二項	財団法人日本体育会の寄付行為の改正……………	三七五
第三項	日本体育専門学校の転換と移転・復興……………	三八七
	(一) 臨時補習科の設置……………	三八八
	(二) 土浦への移転……………	三八九
第四項	中学校および新制高等学校の経営　　↓荏原中・高等学校と常陽中・高等学校↓……………	三九三
第五項	日本体育大学の設置とその経緯……………	三九七
	(一) 日本体育大学設立の経緯……………	三九七
	(二) 日本体育大学の設立……………	四〇八
第六項	戦後における本会の困窮財政とその対応……………	四二〇
第四章	学校法人日本体育会への改組と発展……………	四二六
第一節	学校法人日本体育会への改組……………	四二六
第一項	初代理事長　米本卯吉　の功業……………	四二六
第二項	学校法人日本体育会への改組と資産……………	四四一

第二節 日本体育専門学校・日本体育大学の深沢への移転・復帰	四五六
第一項 日本体育大学の深沢への移転・復帰	四五六
第二項 常陽中・高等学校および日本体育専門学校の廃校	四七二
第三節 経営学校の拡充と整備へその一	四七六
第一項 日本体育大学の教育課程および教育研究施設の拡充整備	四七七
(一) 深沢キャンパスの整備	四七七
(二) 教育課程の整備・拡充	四八〇
(1) 健康学科の増設	四八〇
(2) 武道学科の増設	四八三
(3) 体育専攻科の増設	四八九
(三) 教育研究設備の拡充と整備	四九三
(1) 体育研究所の設置	四九四
(2) 日本体育大学図書館の整備	四九九
(四) 深沢キャンパスの再開発と健志台運動施設の建設	五〇七
(1) 深沢キャンパスの再開発	五〇八
(2) 健志台運動施設の建設	五一六
第二項 日本体育大学女子短期大学の開設	五二二

(一)	日本体育大学女子短期大学の施設	五二四
(二)	保育科の増設	五二九
(1)	日体保育科の新設と休校	五二九
(2)	保育科の増設	五三四
第三項	幼稚園経営の再興　　『日本体育会あさひ幼稚園（現、日体幼稚園）の設置』	五三七
第四項	新制高等学校の三校の新設	五四六
(一)	桜華女子高等学校の新設	五四六
(二)	柏日体高等学校の新設	五五四
(三)	浜松日体高等学校の新設	五六二
第五項	日体柔整専門学校の新設	五六七
第六項	八十周年記念式典の挙行と『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の刊行	五七五
(一)	学校法人日本体育会・日本体育大学八十周年記念式典の挙行	五七五
(二)	『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の刊行	五七八
第四節	本会経営の安定と運営体制の整備	五八四
第一項	新経営陣の発足と経営方針の転換	五八五
第二項	運営体制の整備	五九四
(一)	会計基準の提示とその見直し	五九五

(一)	諸規程の制定と整備	六〇八
第三項	法人本部事務所の独立と職制の導入	六一五
(一)	日体会館の設置と法人本部事務所の独立	六一五
(二)	人員増と職制の導入	六二五
第四項	年次事業報告書の作成と『日体広報』誌の発行	六三一
第五節	経営学校の拡充と整備	六三七
(一)	日本体育大学における教育課程の拡充と整備	六三八
(二)	日本体育大学大学院体育学科の新設	六四一
(三)	体育学部および大学院の定員増	六四四
第二項	校外施設の設置	六四七
(一)	日本体育大学校外施設の設置	六四七
(2)	長野県・菅平高原校外施設の建設と譲渡	六四八
(二)	日体桜華女子高等学校の校外施設の建設	六五〇
第三項	日本体育大学深沢キャンパスの拡充と整備	六五三
(一)	中町校舎の設置	六五五

	(一) 日本体育大学図書館の拡充と整備	六五九
	第四項 日本体育大学横浜・健志台キャンパスの拡充と整備	六六八
	第五項 高等学校における諸施設の拡充と整備	六七六
結 章	学校法人日本体育会の課題と展望	
	└ 結びにかえて ─	六八三
第二部	学校法人日本体育会経営諸学校の沿革	
第一編	日本体育大学の沿革	
序 章	本稿の叙述と構成	六九八
第一章	日本体育会体操練習所の設立とその意義	七〇一
第一節	日本体育会の設立とその史的背景	七〇一

第一項	明治二十年代の富国強兵策と体操教員養成の状況	七〇一
(一)	富国強兵策と学校教練(兵式体操)	七〇一
(二)	体操教員不足とその養成の状況	七〇三
第二項	日本体育会の設立とその趣旨	七〇六
第二節	日本体育会体操練習所の設立	七〇九
第一項	設立の経緯	七〇九
第二項	「校則」(学則)としての日本体育会体操練習所規則	七一—
第三項	キャンパスと授業風景	七二〇
第四項	建学の精神	七二四
第五項	卒業試験と教員検定試験の状況	七二八
(一)	卒業試験	七二九
(二)	教員検定試験の状況	七三二
第三節	準国立の教員養成機関としての日本体育会体操練習所への転換	七三六
第四節	日本体育会体操練習所学友会の結成	七四一

第二章 日本体育会体操学校への改組と

体操教員養成の本格化……………七四四

第一節 日本体育会体操学校への改組……………七四五

第一項 社団法人日本体育会の結成とその消長……………七四五

第二項 各種学校としての日本体育会体操学校の誕生とその学則……………七四七

第二節 日本体育会体操学校の隆盛 〔牛が淵時代の体操学校〕……………七五五

第一項 日本体育会体操学校の開校と校舎落成記念式典の挙行……………七五五

第二項 学科課程の改正と教員の無試験検定出願資格の課程認定……………七五九

(一) 学科課程の改正……………七五九

(二) 教員の無試験検定出願資格の課程認定にみる体操学校の高等師範学校化……………七六二

第三項 体操学校教育の実際 〔教育体制とその教育活動〕……………七六五

第三節 日本体育会体操学校の大井への移転とその消長……………七七〇

第一項 大井への移転と教育の実際……………七七一

(一) 大井への移転と教育課程の整備……………七七一

(二) 日本体育会体操学校校歌の制定……………七八〇

(三) 課外教育の実際……………七八〇

(1) 体育研究会の活動……………	七八〇
(2) 教育寮の設置と寮友会の活動……………	七八三
第二項 日本体育会体操学校の低迷と刷新……………	七八六
(一) 校長の空席および運動場の割讓……………	七八七
(1) 校長の空席と数学の混乱……………	七八七
(2) 運動場の割讓……………	七八九
(二) 体操学校の改組と教育の実際……………	七九〇
(1) 学則の改正に伴う体操学校の改組……………	七九〇
(2) 学生数の増加と就職状況……………	七九五
(3) 施設の拡充と整備……………	七九七
(4) 国際交流と寄宿寮の活動……………	七九九
(三) 体育専門学校への昇格問題とその対策……………	八〇一
(1) 体操学校昇格期成会の結成……………	八〇二
(2) 専門学校へのステップとしての高等師範科の設置……………	八〇九
(四) 体操学校男子部の焼失と大井時代の終焉……………	八一五
第三項 日本体育会体操学校「校友会」の「同窓会」への発展……………	八一六
第四節 日本体育会体操学校とスポーツ活動……………	八二四

第一項	模範体育場における課外活動としてのスポーツ活動	八二五
第二項	体操学校運動会の開催とその種目	八二八
第三項	体操学校スポーツの興隆と体育研究会の改組	八三四
(一)	「エッサッサ」の誕生	八三四
(二)	体育研究会の改組	八三七
第五節	日本体育会体操学校女子部の開設とその消長	八四七
第一項	日本体育会と女子体育の振興	八四七
第二項	日本体育会体操学校女子部の開設とその低迷	八四八
第三項	体操学校女子部キャンパスの独立と発展	八五二
第三章	日本体育専門学校の誕生とその消長	八五九
第一節	日本体育専門学校の設立	八六〇
第一項	日本体育会体操学校の深沢への移転に伴う新教育方針の提唱	八六一
第二項	社団法人日本体育会の財団法人への改組	八六四
第三項	体操学校同窓会の強化	八六五
第四項	日本体育専門学校の設立	八七〇
(一)	設立趣意書	八七〇

(一) 体育専門学校設立認可の条件	八七一
(三) 日本体育専門学校規則とその制定の背景	八七五
第五項 日本体育専門学校設立認可祝賀会	八八八
第二節 戦時下の教育	八九〇
第一項 日本体育専門学校報国団の結成 「研究会」から「報国団」へ	八九一
(一) 東京オリンピックと体操学校研究会の活動	八九二
(二) 日本体育専門学校報国団の結成と運動部の活動	八九四
第二項 日体錬成大会の開催	九〇〇
第三項 学徒出陣と学園の空洞化	九〇四
第四項 航空・海洋体育部の新設	九〇九
第五項 日本体育専門学校女子部本科の新設と報国団の活動	九一一
第三節 学園の焼失と再建 「戦災と戦後の復興」	九一五
第一項 東京空襲と学園の焼失	九一五
第二項 土浦への移転と学園の再建	九一八
第三項 日本体育専門学校の転換	九二二
第四項 戦後における体育専門学校のスポーツ	九三一
(一) 戦後スポーツの再興	九三一

(二) 体育専門学校のスポーツ……………九三八

第四章 日本体育大学の発足と

「日体」スポーツの発展……………九四九

第一節 日本体育大学の設立と深沢への復帰……………九四九

第一項 日本体育大学の設立……………九四九

第二項 学校法人日本体育会の誕生……………九六二

第三項 日本体育大学の深沢への復帰と戦没者慰霊碑の建立……………九六五

(一) 深沢への復帰と復旧工事の進捗……………九六五

(二) 戦没者慰霊碑の建設……………九七〇

第二節 教育課程の拡張と教育活動……………九七二

第一項 教育課程の拡張……………九七二

第二項 教育活動……………九七七

第三項 学友会の発足とその活動……………九九五

第三節 東京オリンピックと運動部活動の本格化……………一〇〇六

第一項 東京オリンピックと日本人のスポーツ観の変容……………一〇〇六

第二項 学友会運動部活動の本格化……………一〇一三

	(一) 日本体育大学と東京オリンピック	一〇一三
	(二) 運動部の強化に伴う運動施設の拡充と整備	一〇一八
	第四節 高度経済成長時代のスポーツと教育課程の拡張	一〇二一
	第一項 高度経済成長時代のスポーツ	一〇二一
	第二項 社会体育学科の増設と体育学部の入学定員枠の拡大	一〇二四
	第三項 教育研究施設の拡充と整備	一〇三二
	(一) 体育研究所と図書館の整備	一〇三二
	(二) 体育専攻科の設置	一〇三三
	(三) 大学院体育学研究科の設置	一〇三八
結 章	日本体育大学の課題と展望	一〇五〇
	〜 結びにかえて〜	一〇五〇
第二編	日本体育大学女子短期大学の沿革	
序 章	本稿の叙述と構成	一〇六一

第一章 日本体育大学女子短期大学設立の史的背景……………一〇六三

第一節 日本体育会による女子体育の振興とその実際……………一〇六三

第一項 女子教員養成に基づく女子体育の振興……………一〇六三

第二項 良妻賢母主義体育とその推進……………一〇六六

(一) 高等女学校の体育と女学生の運動観……………一〇六六

(二) 高等女学校令と「良妻賢母」主義教育……………一〇六七

(三) 日本体育会の良妻賢母主義体育の奨励……………一〇六九

第三項 戦後の日本体育会付置諸学校における女子教育の実際……………一〇七二

第二節 女子の進学の受皿としての短期大学設置ブーム……………一〇七三

第一項 新制大学としての短期大学の登場……………一〇七三

第二項 女子の高等教育志向と女子短期大学の設置……………一〇七五

第二章 日本体育大学女子短期大学の設立……………一〇七七

第一節 日本体育大学女子短期大学設立の経緯……………一〇七七

第一項 女子スポーツの興隆……………一〇七八

第二項	女子の体育教員志望者の漸増	一〇七九
第二節	体育科・単学科としての短期大学の設立	一〇八〇
第一項	日本体育大学女子短期大学の設立と学則の制定	一〇八〇
第二項	教職員組織と施設	一〇八九
第三章 日本体育大学女子短期大学の発展		
第一節	日本体育大学女子体育大学保育科の増設	一〇九二
第一項	保育科増設の背景	一〇九二
	(一) 日本体育大学女子短期大学保育科増設の試み(昭和三十四年八月九月)	一〇九二
	(二) 日体保育科の設置	一〇九五
第二項	保育科の増設	一〇九五
第二節	入学志願者の増加とキャンパスの独立化	一一一一
第一項	入学志願者の増加	一一一一
第二項	キャンパスの独立化	一一一四

結 章 日本体育大学女子短期大学の課題と展望

→ 結びにかえて → 一一六

第三編 学校法人日本体育会経営高等学校の沿革

序 章 本稿の叙述と構成 一一一

第一章 日体荏原高等学校の沿革 一一六

(一) 日本体育会荏原中学校の創立 一二六

(二) 危機・隆運そして災禍と戦災 一三六

(1) 大井時代の荏原中学校 一三六

(2) 安方時代の荏原中学校 一三九

(三) 新制荏原高等学校の誕生とその学則 一四二

(四) 施設の拡充と教育内容の充実 一四九

(五) 本校の現況 一六一

第二章 日体桜華女子高等学校の沿革……………一七六

(一) 創設とその趣旨……………一七六

(二) 教育方針……………一八三

(三) 初期の教育……………一八四

(四) 移転と施設の拡張……………一八六

(五) 教育課程の変遷と現状……………一九〇

(六) クラブ全入制の採用……………一九九

(七) 体育コースの設置……………二〇二

(八) ユニークな入試の試み……………二〇三

(九) 特色あるカリキュラムの設定……………二〇四

(十) 礼法指導の意義……………二〇五

(十一) 進路指導の現状……………二〇五

第三章 柏日体高等学校の沿革……………二二〇

(一) 開校の経緯……………二二〇

(二) 仮校舎からの出発と井上初代校長の「躰」教育……………二二三

(三)	教育内容の改編と運動クラブの台頭	一一一九
(四)	教育課程の改正 ↳ 選択制の導入	一一二三
(五)	施設の拡充と進学状況の推移	一一二七
(六)	新たな発展を求めて	一一三〇

第四章 浜松日体高等学校の沿革

(一)	開校の経緯	一一三四
(二)	草創期	一一三八
(三)	充実・発展期	一一四四

第五章 常陽中学校・常陽高等学校の沿革

(一)	開校の経緯	一二五五
(二)	学則及び教育内容	一二六三
(三)	日本体育専門学校の移転と本校の廃校	一二七三

結 章 高等学校の課題と展望

→ 結びにかえて → 二二七八

第四編 学校法人日本体育会経営の幼稚園
と専門学校の沿革

序 章 本稿の叙述と構成 二二八二

第一章 日体幼稚園の沿革 二二八六

- (一) 戦前における日本体育会の幼稚園経営 二二八六
- (1) 日本体育会大井幼稚園の設立とその趣旨 二二八六
- (2) 六郷幼稚園の設置とその趣旨 二二九二
- (3) ひなづる幼稚園の買収と幼稚園経営の中断 二二九四
- (二) 日本体育会による幼稚園経営の再開 → あさひ幼稚園から日体幼稚園へ → 二二九五

(1)	日本体育会あさひ幼稚園の開園と展開	一一九五
(2)	施設・整備の拡充と整備	一一三〇一
(3)	教育内容の特色	一一三〇二

第二章	日体柔整専門学校の沿革	一一三〇八
-----	-------------	-------

(一)	開校の経緯	一一三〇八
(二)	「専門学校」の認可と教育課程の改訂	一一三一六
(三)	卒業者数及び資格取得状況	一一三二〇

結章	学校法人日本体育会経営幼稚園と専門学校の課題と展望	一一三二三
	（結びにかえて）	一一三二三

第三部 資料 編

史料

一	体育會設立ノ要旨（明治二十四年）	一一三三七
二	體育會設立之要旨（明治二十六年）	一一三三八

三	日本體育會ノ要旨(明治二十八年)……………	一三三〇	一四	日本體育會會則(昭和十五年當時)……………	一三六九
四	躰育會規則(明治二十五年四月制定)……………	一三三三	一五	基本金募集の趣旨(明治三十六年)……………	一三七六
五	日本體育會規則(明治三十一年五月改正)……………	一三三六	一六	日本體育會定款 (明治三十四年九月設立当初)……………	一三七八
六	日本體育會規則 (明治三十二年四月一日施行)……………	一三四三	一七	定款(明治三十六年五月改正)……………	一三八〇
七	日本體育會規則 (明治三十三年十二月改正)……………	一三五〇	一八	定款(明治三十八年五月改正認可)……………	一三八二
八	日本體育會職制 (明治二十五年十二月制定)……………	一三五八	一九	日本體育會定款(大正七年七月改正)……………	一三八五
九	日本體育會職制(明治三十一年當時)……………	一三五九	二〇	日本體育會定款(昭和五年當時)……………	一三八七
一〇	躰育會評議員會並ニ贊助會員ノ規約 (明治二十五年四月十八日制定)……………	一三六一	二一	日本體育會定款(昭和八年三月改正)……………	一三九〇
一一	日本體育會贊助會員ノ規約 (明治二十五年六月十三日制定)……………	一三六二	二二	日本體育會文會職制 (明治二十六年七月二十九日制定)……………	一三九四
一二	贊助會員ノ規約(明治二十七年當時)……………	一三六四	二三	日本體育會支會組織規則 (明治三十六年十月改正)……………	一三九四
一三	日本躰育會贊助會員ノ規約 (明治三十一年當時)……………	一三六五	二四	日本體育會群馬縣支會體操練習場規則 (明治三十三年六月當時)……………	一三九六
			二五	日本體育會大阪支會規則 (明治三十四年十月當時)……………	一三九七

二六	大阪體育研究會會則(明治四十年當時)……………	一四〇二	三五	日本體育會學校職制及事務章程 (明治三十七年十月十日制定)……………	一四六一
二七	日本體育會北海道支會規則 (明治三十二年當時)……………	一四〇三	三六	體育獎勵ニ關スル建議理由書 (明治三十年十二月)……………	一四六三
二八	日本體育會體操練習所規則 (明治三十一年當時)……………	一四〇九	三七	日本體育會國庫補助建議案(第十二議會 —衆議院—明治三十一年五月二十三日)……………	一四六六
二九	日本體育會體操學校規則 (明治三十三年八月認可)……………	一四一三	三八	體育獎勵に關する建議案(第十二議會— 貴族院—明治三十一年五月三十一日)……………	一四六七
三〇	日本體育會體操學校規則 (明治三十四年三月改正)……………	一四一八	三九	日本體育會國庫補助に關する建議案 (第二十二議會—衆議院—明治三十九年三月十三日) ……………	一四六八
三一	日本體育會體操學校規則 (明治三十九年當時)……………	一四二六	四〇	日本體育會國庫補助に關する建議(第 四十議會—衆議院—大正七年三月十四日)……………	一四六九
三二	日本體育會體操學校規則 (明治四十二年四月施行)……………	一四三〇	四一	國庫補助文部大臣指令命令書 (明治三十二年三月十一日、四月一日)……………	一四七〇
三三	日本體育會體操學校規則 (大正十二年四月施行)……………	一四三八	四二	模範體操場設備標準 (明治三十二年八月四日)……………	一四七二
三四	日本體育會體操學校規則 (昭和八年三月二十五日認可)……………	一四五〇			

四三	日本體育會游泳場規則	一四七三	五二	改正 普通體操講習會規則	一四八九
	(明治二十七年五月制定)			(明治三十六年當時)	
四四	日本體育會水泳講習會規則	一四七六	五三	日本體育會弓術場假規則	一四八九
	(明治三十八年當時)			(明治三十三年當時)	
四五	濱寺水練場規則 (明治四十年當時)	一四七八	五四	兵事講習會規則 (明治三十六年當時)	一四九〇
四六	日本體育會水泳部規則	一四七九	五五	兵事講習會規則 (明治三十七年當時)	一四九三
	(明治四十一年當時)		五六	日本體育會兵事講習會規則	一四九五
四七	日本躰育會狹窄射擊場規則	一四八二	五七	第五回內國勸業博覽會日本體育會臨時	一四九六
	(明治二十八年九月制定)			體育部規則 (明治三十五年)	
四八	日本體育會第二回大運動會規則	一四八三	五八	日本體育會擴張ノ主意書	一四九七
	(明治二十五年七月制定)			(明治二十九年初頭)	
四九	日本體育會聯合大運動會處務規則	一四八五	五九	御令旨集 (明治三十一年三月二十六日)	一四九九
	(明治三十六年當時)			(明治三十九年五月二十九日)	
五〇	日本體育會遊戯部規則	一四八六	六〇	閑院宮載仁親王殿下御詞	一五〇七
	(明治三十三年當時)			(昭和十六年十一月)	
五一	體操、遊戯講習會規則	一四八八	六一	日本體育會體操練習所學友會規則	一五〇七
	(明治三十六年當時)	

	(明治三十三年當時) ……………	一五〇七			
六二	體育研究會規則 (明治三十八年當時) ……	一五〇八	七二	航空體育部海洋體育部新設ノ理由書	
六三	寮友會々則 (明治三十九年十一月) ……	一五〇九		(昭和十七年十一月二十八日申請) ……	一五四三
六四	寮友會々則 (明治四十一年當時) ……	一五一〇	七三	日本體育專門學校發展の全貌	
六五	日本體育會體操學校校友會規則			(昭和十八年) ……………	一五四三
	(大正六年) ……………	一五一一	七四	財團法人日本體育會寄附行為	
六六	體操學校研究會會則 (大正十四年四月) ……	一五一一		(昭和十五年四月一日認可) ……………	一五五一
六七	日本體育專門學校報國團々則		七五	財團法人日本体育會寄附行為	
	(昭和十六年七月二十八日文武大臣認可) ……	一五一一		(昭和二十三年五月十三日改正) ……………	一五五五
六八	日本體育專門學校報國團會計規則		七六	學校法人日本体育會寄附行為	
	(昭和十六年) ……………	一五二四		(昭和二十六年三月七日認可) ……………	一五六〇
六九	日本體育專門學校報國隊組織要項		七七	學校法人日本体育會寄附行為 (現行) ……	一五六六
	(昭和十六年) ……………	一五二六	七八	日本體育專門學校規則	
七〇	日本體育專門學校特設防護團規程			(昭和十六年三月十日認可) ……………	一五七六
	(昭和十六年) ……………	一五二七	七九	日本體育專門學校學則	
七一	建白書 (昭和十七年五月二十七日海軍記		八〇	日本體育專門學校職制	
	念日ニ海軍大臣ニ提出) ……………	一五二九		(昭和二十一年三月改正) ……………	一五九二
				(昭和十六年四月一日実施) ……………	一五九九

八一	校務分掌規程 (昭和十六年) ……………	一六〇〇	九二	常陽中學校學則 (昭和二十二年二月十日認可) ……………	一七四五
八二	日本体育大學學則 (昭和二十三年七月三十日申請) ……………	一六〇六	九三	常陽高等學校學則 (昭和二十三年四月二十七日認可) ……………	一七五四
八三	日本体育大學學則 (昭和二十四年三月二十五日認可) ……………	一六一〇	九四	荏原中學校學則 (明治三十七年四月十一日認可) ……………	一七五七
八四	日本体育大學學則 (現行) ……………	一六三二	九五	荏原高等學校學則 (昭和二十九年二月九日改正認可) ……………	一七六三
八五	日本体育大學女子短期大學學則 (昭和二十八年三月二十三日認可) ……………	一六六七	九六	日体荏原高等學校學則 (現行) ……………	一七六七
八六	日本体育大學女子短期大學學則 (現行) ……………	一六七五	九七	柏日体高等學校學則 (昭和三十五年三月四日認可) ……………	一七七五
八七	日本体育大學大學院學則 (昭和五十年三月二十五日認可) ……………	一七〇二	九八	柏日体高等學校學則 (現行) ……………	一七八〇
八八	日本体育大學大學院學則 (現行) ……………	一七二二	九九	桜華女子高等學校學則 (昭和三十三年四月一日制定) ……………	一七八八
八九	日本体育大學体育專攻科規程 (昭和四十六年三月十三日文部省受理) ……………	一七一九	一〇〇	日体桜華女子高等學校學則 (現行) ……………	一七九三
九〇	日本体育大學專攻科規程 (現行) ……………	一七三三	一〇一	浜松日体高等學校學則 (昭和三十七年十一月八日認可) ……………	一八〇一
九一	日体保育科學則 (昭和三十五年三月十一日厚生大臣指定) ……………	一七三七			

一〇二	浜松日体高等学校学則（現行）……………	一八〇八	一〇八	體操學校同窓會規則（昭和三年當時）……………	一八四一
一〇三	日体柔整専門学校校則 （昭和四十八年三月一日厚生大臣認定）……………	一八二一	一〇九	日本體育會體操學校昇格期成會規約 （昭和五年當時）……………	一八四三
一〇四	日体柔整専門学校学則（現行）……………	一八二六	一一〇	體操學校女子部同窓會規約 （昭和七年當時）……………	一八四五
一〇五	私立大井幼稚園設立認可願及規則 （大正八年四月一日設置）……………	一八三五	一一一	新々會々則（昭和十四年）……………	一八四七
一〇六	日本體育會あさひ幼稚園々則 （昭和三十年六月二十一日認可）……………	一八三七	一一二	日體同窓會規則	
一〇七	日体幼稚園園則（現行）……………	一八三九	一一三	日體同窓會支部細則（昭和十六年）……………	一八五一
各種一覽	……………				一八五四
年表	……………				一八七六
編集後記	……………				一九四三
編纂委員一覽	……………				一九四八

日本体育会の事業とその変遷……………(折込図)

凡 例

一、本書は学校法人日本体育会百年史編纂委員会が編纂する学校法人日本体育会百年の歴史であり、「第一部 学校法人日本体育会の沿革」、「第二部 学校法人日本体育会経営諸学校の沿革」、「第三部 資料編」から構成されている。

二、「第二部 学校法人日本体育会経営諸学校の沿革」は、学校法人日本体育会が経営してきた日本体育大学、日本体育大学女子短期大学、日体荏原高等学校、日体桜華女子高等学校、柏日体高等学校、浜松日体高等学校、常陽中学校・常陽高等学校、日体幼稚園、日体柔整専門学校について、それぞれ前史も含め編・章をたてて記述したものである。

三、「第三部 資料編」は、史料（一―三三三点）、卒業者数一覧・日本体育会事務局役職一覧・経営諸学校事務局長（事務長）一覧・日本体育大学附属施設長一覧・クラブ・サークル一覧、年表、日本体育会の事業とその変遷（折込図）からなる。

四、本書の記述にあたっては、基本的に次の要領に従った。

(一)、客観的な歴史の叙述をするために記述については、すべて敬称を省略した。

(二)、本文の記述は原則として、常用漢字、現代かなづかい、新送りかなによった。ただし、固有名詞、学術用語、及びかな書きでは誤解を招くおそれのある場合などはこの限りではない。

(三)、本文中に引用した資料の表記については、ひらがな、かたかな、句読点など原則として原文のままとし

たが、漢字については多少読み易くするために変えたりした。

(四) 数表記については、一〇、一〇〇等を用い、元号・年月日は、十、百を用いた。

(五) 書名、雑誌名、新聞等は『』で表し、論文記事等は「」で示した。

(六) 年代表記は、原則として元号を用いたが、適宜西暦を()内に入れて補った。

(七) 統計、決算等の表の割付体裁については、便宜上改めたものもあり、原資料の体裁と一致しないものがある。

(八) 史料は一部の特殊なものを除いて、原則として原史料のまゝとした。凡、片、フの異体がなは、かな・漢字に改めた。

(九) 各史料末尾の「()」内の「」は出典・所蔵を表し、その下は所載の巻号、()内は当該年号を示した。

(十) 年表中の各事項では、それぞれの関連項目を区別するために記載位置を二文字ずつ下げる段落付けの方法を採った。最上段―日本体育会に関する事項、二段目―日本体育大学・日本体育大学女子短期大学に関する事項、三段目―その他の経営諸学校及び同窓会に関する事項、四段目―体育・スポーツに関する事項及び一般重要事項。また、重要と思われる事項についてはゴシック書体とした。

五、本書の記述は、本文から資料編に至るまで平成三年(一九九一)三月三十一日現在を基準として記述したものである。但し、口絵・序文・年表・編集後記・編纂委員一覧の一部については、学校法人日本体育会・日本体育大学創立百周年記念式典挙行の当日―平成三年(一九九一)十月二十八日を採用した。

六、題字の揮毫は、米本正理事長にお願いした。